

市民あげてゴミのない きれいなまちづくりを

ゴミ、し尿処理のため市では、年間約1億1,000万円ものお金をかけています。しかし、どんなに多くの費用をかけても市民のみなさんの協力がなければ効果はあがりません。

燃えるゴミと燃えないゴミ（危険物）をかならずわけ、台所のゴミはよく水をきるなど、ゴミを集める作業員の気持ちになっていただきたいものです。

家庭から出るゴミ

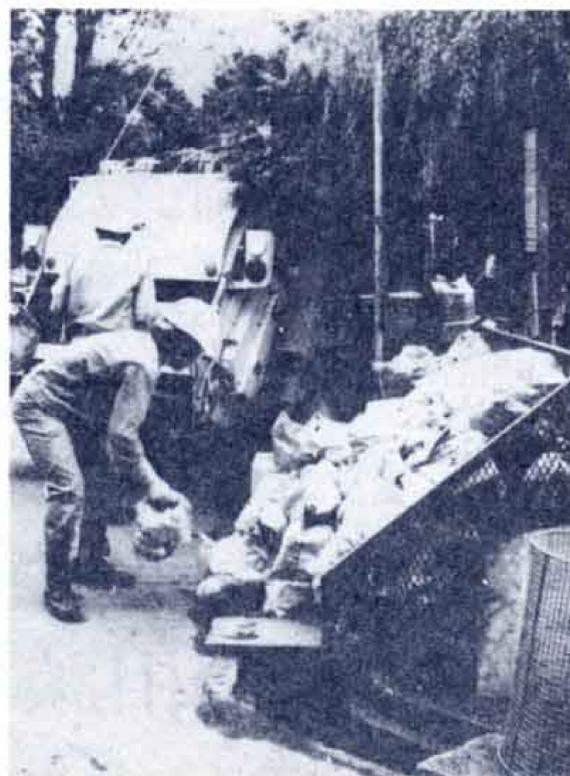
かならず燃えるゴミと燃えないゴミにわけて、きめられた紙袋(容器)に入れて出してください。

燃えないゴミ（危険物）はかならずダンボール箱に入れるなどして作業員が安全に扱えるようにして、きめられたゴミ集積場所に出してください。

さい。

燃えるゴミと燃えないゴミの分類は次のとおりです。

- ◎燃えるゴミ……紙くず、木片（約60センチに切って束ねたもの）、台所のゴミ（卵のカラなど）天然のセナイ（綿）など。
- ◎燃えないゴミ……ガラス、金属類、陶器、化学セナイ、革、ゴム、ビニール、プラスチック類など。



燃えるゴミの収集は週2回

ゴミの収集は、燃えるゴミは週2回（市街地は3回）、燃えないゴミの収集は週1回行なっています。きめられた曜日、場所に午前8時30分までに出してください。夜のうちに出すことは絶対にしないでください。野犬などに袋が破られ収集にたいへん困ります。

日曜日は、原則としてゴミの収集はしません。つぎの収集日まで絶対に出さないでください。

土曜日の午後、日曜日、祝日は搬入できません。

大きいゴミなどの処理は

家庭から出るテレビ、自転車、家具程度のものは燃えないゴミとして市の作業車で処理しますが、机、マ

ット、ソファーなどの大きなものは収集できません。個々に産廃処理場へ搬入してください。

また、家庭で飼っている犬や猫が死んだときの死体の処理は、有料になり一頭について200円いただきます。

営業用のゴミは産廃処理場へ

商店などから出るゴミは家庭用と営業用にわけ、営業用の燃えるゴミは許可業者に頼むか、市が指定する場所（第1、第2清掃工場）へ個々に搬入してください。許可業者に頼む場合は有料になります。

また、営業用の燃えないゴミは、市内大淵の産業廃棄物処理場へ自分で搬入してください。

ゴミを出すときは、次の点に十分に気をつけて、ゴミ収集作業がスムーズにできるようご協力ください。

- ゴミの60センチが水分です。水分の多いゴミはその分だけ焼却に余分の時間と燃料がかかることとなります。台所のゴミは、よく水を切ってから出すようにしてください。
- ガラスなどの危険物を出すときは容器（ダンボール箱）にその旨を赤字で表示し、スプレー缶などは

危険ですからかならず穴をあけてから出してください。

- 灯油などの油類、プロパンガス、塗料など引火性の強いものは収集しません。燃えないゴミ（危険物）の中には、絶対にいれないでください。
- 新聞紙、雑誌、空ビン、鉄くずは捨てないで廃品回収業者にわたすなどして再生利用に協力してください。

台所のゴミはよく水を切る

ゴミはかならず「燃えるもの」と 「燃えないもの」にわけましょう 決められた日の朝に出してください

し尿くみ取り料金は 18リットルあたり106円

し尿は、吉原衛生運輸(伝法)、富士衛生運輸(元町)、タカオカエイセイ(入山瀬)、昭和衛生舎(鈴川)の4業者が区域をわけて原則として毎月1回収集しています。し尿くみ取り料金は18リットルあたり106円です。

また、浄化槽は一度取りつけたら1分の休みもなく働きつづけます。その働きがいつも正常であるとは限

りません。清掃は正しく使用した場合、1年1回は必要です。(たまったスカム、汚泥を除去しないと放流水が汚染されます) 異状の際は、すみやかに専門業者に電話するなどして早く正常に戻してください。



利用者ふえる 勤労者体育センター

働らく人たちの体力づくり施設として市内大淵の市営総合運動公園内に建設され、去る4月11日からオー

プンした富士勤労者体育センターは毎日、市民の人たちに利用されています。使用申し込み件数は、4月末

現在40件で富士宮市の1件を除き殆んどが地元の人たちです。申し込みは使用する日の前60日で、市体育保健課(51-0123 内線499)または直接、体育センター(35-0672)へ申し込んでください。体育センターの使用料は次のとおりです。

【備考】

- 1、体育室を使用する場合において、片面使用のときの使用料の額は、当該使用時間区分の使用料の2分の1に相当する額とする。
- 2、使用者が、許可を受けた使用時間区分を超過して使用しようとするときは、1時間に限り許可することができる。この場合における当該超過に係る使用料の額は、当該使用時間区分の1時間に相当する額にその2割に相当する額を加算した額とする。
- 3、体育室をアマチュアスポーツ、レクリエーション以外に使用する場合の使用料の額は、当該使用時間区分に規定する使用料の5倍に相当する額とする。
- 4、特別照明を使用する場合において1時間に満たないときは1時間とする。

●体育センターの使用料

使用時間区分 使用区分	使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午 前 後	午 後 夜 間	全 日
	午前9時から 正 午 まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
体育室 入場料等を徴 収しない場合	1,700	2,500	3,000	4,000	5,200	6,800
体育室 入場料等を徴 収する場合	6,000	8,000	10,000	14,000	18,000	24,000
会 議 室	200	300	400	500	700	900
トレーニングルーム	1回1人50円					

●体育センターの付帯設備等使用料

種 別	単 位	使 用 料		摘 要
		午前、午後、夜間各1回につき		
バスケットゴール	1組	100円		
バスケットタイマー	1組	150円		
バスケットファール表示器	1組	150円		
バレーボール用具	1組	100円		支柱、ネット
バドミントン用具	1組	50円		支柱、ネット
卓球用具	1組	50円		台、ネット
テニス用具	1組	100円		支柱、ネット
放送設備	一式	300円		
特別照明	1時間	350円		